

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

<p>(新) 令和7年3月版</p>	<p>(旧) 令和6年3月版</p>	<p>備考</p>
<p style="text-align: center;">札幌市公共測量作業要領</p> <p style="text-align: center;">令和7年3月単価適用の委託業務から適用</p> <p style="text-align: center;">札幌市建設局</p>	<p style="text-align: center;">札幌市公共測量作業要領</p> <p style="text-align: center;">令和6年3月単価適用の委託業務から適用</p> <p style="text-align: center;">札幌市建設局</p>	<p>(日付修正)</p>
<p>第I章 総 則</p> <p>I-1 ~ I-2 (省略)</p> <p>I-3 本市における測量の基準</p> <p>4. 北海道におけるすべての三角点の標高は、令和7年4月1日に国土地理院により改訂されているので、取扱いについては 作業要領第II章 基準点測量 (基準点測量) を参照すること。</p> <p>I-4 ~ I-8 (省略)</p> <p>I-9 産業廃棄物の処理</p> <p>3. 産業廃棄物を運搬する場合には、その車両に産業廃棄物収集運搬車両であることを表示すること。</p> <p>注) 札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」及び公益社団法人北海道産業資源循環協会のホームページを参照 札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」 http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_guide.html 公益社団法人北海道産業資源循環協会ホームページ http://www.sanpai.or.jp/</p>	<p>第I章 総 則</p> <p>I-1 ~ I-2 (省略)</p> <p>I-3 本市における測量の基準</p> <p>4. 北海道におけるすべての三角点の標高は、平成26年4月1日に国土地理院により改訂されているので、取扱いについては 作業要領第II章 基準点測量 (基準点測量) を参照すること。</p> <p>I-4 ~ I-8 (省略)</p> <p>I-9 産業廃棄物の処理</p> <p>3. 産業廃棄物を運搬する場合には、その車両に産業廃棄物収集運搬車両であることを表示すること。</p> <p>注) 札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」及び _____ 北海道産業資源循環協会のホームページを参照 札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」 http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_guide.html _____ 北海道産業資源循環協会ホームページ http://www.sanpai.or.jp/</p>	<p>(日付修正)</p> <p>(文言追加)</p>
<p>第II章 基準点測量 (基準点測量)</p> <p>II-1 作業の計画</p> <p>1 ~ 5 (省略)</p> <p>6. 北海道における三角点の標高成果は、令和7年4月1日に国土地理院により改定されているので、未改定の公共基準点等と三角点を結合する基準点測量を行う場合は、標高補正の必要性について十分に検討し、担当職員と協議すること。</p> <p>また、標高補正を行う場合は、国土地理院の「公共測量成果改定マニュアル」に従って補正すること。</p>	<p>第II章 基準点測量 (基準点測量)</p> <p>II-1 作業の計画</p> <p>1 ~ 5 (省略)</p> <p>6. 北海道における三角点の標高成果は、平成26年4月1日に国土地理院により改定されているので、未改定の公共基準点等と三角点を結合する基準点測量を行う場合は、標高補正の必要性について十分に検討し、担当職員と協議すること。</p> <p>また、標高補正を行う場合は、国土地理院の「公共測量成果改定マニュアル」に従って補正すること。</p>	<p>(日付修正)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考
<p>第IV章 地形測量及び写真測量</p> <p>IV-1 現地測量 1～2 (省略) 3. 地図編集 本市が行う測量において、既存の地図や測量成果を基に所定の地図を作成する場合は、作業規程第3編第8章地図編集の規定を準用して作成するものとする。 (1)～(4) (省略)</p> <p>IV-2 地上レーザ測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第4編第2章地上レーザ測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-3 車載写真レーザ測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第4編第5章車載写真レーザ測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-4 UAV 写真測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第3章UAV 写真測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-5 空中写真測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第4章空中写真測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-6 航空レーザ測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第4編第6章航空レーザ測量で定める規定に従って行うこと</p>	<p>第IV章 地形測量及び写真測量</p> <p>IV-1 現地測量 1～2 (省略) 3. 地図編集 本市が行う測量において、既存の地図や測量成果を基に所定の地図を作成する場合は、規程第3編第1.1章地図編集の規定を準用して作成するものとする。 (1)～(4) (省略)</p> <p>IV-2 地上レーザ測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第3章地上レーザ測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-3 車載写真レーザ測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第4章車載写真レーザ測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-4 UAV 写真測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第5章UAV 写真測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-5 空中写真測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第6章空中写真測量で定める規定に従って行うこと。</p> <p>IV-6 航空レーザ測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第3編第10章航空レーザ測量で定める規定に従って行うこと</p>	<p>(編章数変更)</p> <p>(編章数変更)</p> <p>(編章数変更)</p> <p>(編章数変更)</p> <p>(編章数変更)</p> <p>(編章数変更)</p>
<p>第V章 三次元点群測量</p> <p>V-1 (省略) V-2 地上レーザ点群測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第4編第2章地上レーザ__測量で定める規定に従って行うこと。</p>	<p>第V章 三次元点群測量</p> <p>V-1 (省略) V-2 地上レーザ点群測量 1. (省略) 2. 本測量は、作業規程第4編第2章地上レーザ点群測量で定める規定に従って行うこと</p>	<p>(文言変更)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考
<p>第VI章 応用測量（路線測量）</p> <p>VI-1 ～ VI-2 （省略）</p> <p>VI-3 作業の方法</p> <p>1 ～ 2. （省略）</p> <p>3. 中心線測量</p> <p>(1) 中心線測量は、作業規程 第629条～第631条で定める方式で行うこと。</p> <p>(2) 中心線測量で設置する中心杭及び役杭は、作業規程 第621条で定める木杭又はプラスチック杭とするが、既設道路等でこれらの杭が設置できない場合は、タック等の十字鋏で設置することができる。</p> <p>(3) ～ (5) （省略）</p> <p>4. 仮BM設置測量</p> <p>(1) 仮BM設置測量は、作業規程 第632条～第634条に従い、平地では3級水準測量、山地では4級水準測量で行うものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>5. 縦断測量・横断測量</p> <p>(1) 縦断測量・横断測量は、作業規程 第635条～第638条で定める方式で行うこと。</p> <p>(2) ～ (4) （省略）</p> <p>(5) 地図情報レベル500以下（250又は100）のより詳細な成果が必要な場合は、作業規程 第639条・第640条に定める詳細測量を準用して行うものとする。</p> <p>(6) ～ (7) （省略）</p> <p>6. 用地幅杭設置測量</p> <p>(1) 用地幅杭設置測量は、作業規程 第641条・第642条で定める方式で行い、設置後は作業要領第VIII章応用測量（用地測量）VIII-2 15. 境界点間測量（用地幅杭点間測量）で定める方法で精度を確認すること。</p> <p>(2) ～ (3) （省略）</p> <p>(4) 路線測量において、幅員等の条件で用地幅杭を設置する場合は、作業規程 第641条・第642条に従い、視通法で行うことができる。</p> <p>なお、設置後は、作業規程 第643条 に定める方式に従って用地幅杭点間測量を行い、精度を確認すること。</p>	<p>第VI章 応用測量（路線測量）</p> <p>VI-1 ～ VI-2 （省略）</p> <p>VI-3 作業の方法</p> <p>1 ～ 2. （省略）</p> <p>3. 中心線測量</p> <p>(1) 中心線測量は、作業規程 第552条～第554条で定める方式で行うこと。</p> <p>(2) 中心線測量で設置する中心杭及び役杭は、作業規程 第544条で定める木杭又はプラスチック杭とするが、既設道路等でこれらの杭が設置できない場合は、タック等の十字鋏で設置することができる。</p> <p>(3) ～ (5) （省略）</p> <p>4. 仮BM設置測量</p> <p>(1) 仮BM設置測量は、作業規程 第555条～第557条に従い、平地では3級水準測量、山地では4級水準測量で行うものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>5. 縦断測量・横断測量</p> <p>(1) 縦断測量・横断測量は、作業規程 第558条～第561条で定める方式で行うこと。</p> <p>(2) ～ (4) （省略）</p> <p>(5) 地図情報レベル500以下（250又は100）のより詳細な成果が必要な場合は、作業規程 第562条・第563条に定める詳細測量を準用して行うものとする。</p> <p>(6) ～ (7) （省略）</p> <p>6. 用地幅杭設置測量</p> <p>(1) 用地幅杭設置測量は、作業規程 第564条・第565条で定める方式で行い、設置後は作業要領第VIII章応用測量（用地測量）VIII-2 15. 境界点間測量（用地幅杭点間測量）で定める方法で精度を確認すること。</p> <p>(2) ～ (3) （省略）</p> <p>(4) 路線測量において、幅員等の条件で用地幅杭を設置する場合は、作業規程 第564条・第565条に従い、視通法で行うことができる。</p> <p>なお、設置後は、作業規程 第566条 に定める方式に従って用地幅杭点間測量を行い、精度を確認すること。</p>	<p></p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p></p> <p>(条数変更)</p> <p></p> <p>(条数変更)</p> <p></p> <p>(条数変更)</p> <p></p> <p>(条数変更)</p> <p></p> <p>(条数変更)</p>
<p>第VIII章 応用測量（用地測量）</p> <p>VIII-1 作業の計画</p> <p>1. 受託者は、設計図書に示す測量範囲において、公図（地図）類、過去の測量及び工事の記録等、業務に必要な各種資料の収集並びに現地の調査を実施するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) （省略）</p> <p>(3) 登記簿及び分筆図（受託者が <u>法務局等（登記ネット、登記情報閲覧サービスも含む）</u> で閲覧すること。）</p>	<p>第VIII章 応用測量（用地測量）</p> <p>VIII-1 作業の計画</p> <p>1. 受託者は、設計図書に示す測量範囲において、公図（地図）類、過去の測量及び工事の記録等、業務に必要な各種資料の収集並びに現地の調査を実施するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) （省略）</p> <p>(3) 登記簿及び分筆図（受託者が <u>所轄の法務局</u> <u>において</u> 閲覧すること。）</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(文言変更)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

<p>(新) 令和7年3月版</p>	<p>(旧) 令和6年3月版</p>	<p>備考</p>
<p>Ⅷ-2 作業の方法</p> <p>1. 資料及び現地での調査</p> <p>(1) 測量の実施にあたり、対象となる区域の権利関係について、法務局等にて土地登記簿等を取得し、調査結果を「土地所有者一覧表」(仕様書 様式18)にまとめ、担当職員に提出すること。</p> <p>(2) 法務局等で取得した公図等(電子を含む)を基本として転写連続図を作成するものとするが、本市が委託する測量業務においては、以下の地図類も公図等に準じて使用することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 転写連続図は作業規程第672条に従って作成するものとする。また、作成方法についてはスキャナ等での電子化やCADによる作成も可能とする。</p> <p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3. 境界測量</p> <p>本市における境界確認について、下記の通り定める。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 「確定」を目的とする業務においては、既設境界標等を観測して取得した座標値と既知成果を比較して、「境界点成果対比表」(様式20)を作成するとともに、敷地図等に展開して境界線との位置関係について検証を行う。</p> <p>また、その結果判明した問題点や必要な調整作業は、作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2 5. 座標補正による整合処理(スライド)を参照すること。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>4. 補助基準点の設置</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 補助基準点を設置する場合は、作業規程 第681条に定める方式に従って、基準点から辺長100m以内、節点1点以内の開放多角測量により設置すること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5 ~ 8 (省略)</p> <p>9. 地図の編集</p> <p>本市が行う区画整理、地図整備、地籍調査等の面的かつ広域な測量において地図を作成する場合は、作業規程第3編 第8章 地図編集を準用するものとし、以下の項目についても点検を行い、担当職員の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>10. (省略)</p>	<p>Ⅷ-2 作業の方法</p> <p>1. 資料及び現地での調査</p> <p>(1) 測量の実施にあたり、対象となる区域の権利関係について、所轄の法務局にて土地登記簿等を取得し、調査結果を「土地所有者一覧表」(仕様書 様式18)にまとめ、担当職員に提出すること。</p> <p>(2) 法務局等で取得した公図等_____を基本として転写連続図を作成するものとするが、本市が委託する測量業務においては、以下の地図類も公図等に準じて使用することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 転写連続図は作業規程第595条に従って作成するものとする。また、作成方法についてはスキャナ等での電子化やCADによる作成も可能とする。</p> <p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3. 境界測量</p> <p>本市における境界確認について、下記の通り定める。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) _____ 既設境界標等を観測して取得した座標値と既知成果を比較して、「境界点成果対比表」(様式20)を作成するとともに、敷地図等に展開して境界線との位置関係について検証を行う。</p> <p>また、その結果判明した問題点や必要な調整作業は、作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2 5. 座標補正による整合処理(スライド)を参照すること。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>4. 補助基準点の設置</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 補助基準点を設置する場合は、作業規程 第604条に定める方式に従って、基準点から辺長100m以内、節点1点以内の開放多角測量により設置すること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5 ~ 8 (省略)</p> <p>9. 地図の編集</p> <p>本市が行う区画整理、地図整備、地籍調査等の面的かつ広域な測量において地図を作成する場合は、作業規程第3編 第11章 地図編集を準用するものとし、以下の項目についても点検を行い、担当職員の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>10. (省略)</p>	<p>(文言変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(編章数変更)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考																						
<p>1 1. 復元測量</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 亡失した点・故障点を復元する方法</p> <p>① 公的な成果(座標値)を有する境界点については、その成果に基づいて設置するものとし、作業規程第676条・第677条で定める方式に従って、関係者に位置を明示し、立会・確認のうえ、作業規程第684条で定める方式により設置すること。</p> <p>② (省略)</p> <p>(3) 一時撤去後に復元する方法</p> <p>① (省略)</p> <p>② 上記で定める方式以外に、作業規程第630条で定める方式を応用した引照復元測量により設置することができる。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(4) (5) (省略)</p> <p>1 2. (省略)</p> <p>1 3. 用地境界杭設置</p> <p>(1) ~ (12) (省略)</p> <p>(13) 埋設作業中の写真は、各材料の代表箇所について撮影・提出するものとし、埋設完了後の写真は全数撮影すること。</p> <p>(14) ~ (17) (省略)</p> <p>(18) 民有地境界標の設置(仕様書図-19)</p> <p>① ② (省略)</p> <p>(19) (省略)</p> <p>1 4. (省略)</p> <p>1 5. 境界点間測量(用地幅杭点間測量)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 境界点間測量は、仮杭の設置、境界杭等の設置時に行い、「精度管理表」(様式40)、「精度管理図(検測図)」を作成し担当職員へ提出すること(境界測量後は境界点間測量を行わない)。 ただし、一連の作業で境界標を埋設する場合は、精度管理表ならびに管理図の作成について、担当職員との協議により、境界標設置後の結果についてのみ作成することができる。</p> <p>(3) 境界点間測量における較差の許容範囲は、作業規程第686条に定める次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="290 1650 1160 1871"> <thead> <tr> <th>距離区分</th> <th>20m未満</th> <th>20m以上</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平地</td> <td>10 mm</td> <td>S/2,000</td> <td rowspan="2">S : 点間距離の計算値</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>20 mm</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分	20m未満	20m以上	適用	平地	10 mm	S/2,000	S : 点間距離の計算値	山地	20 mm	S/1,000	<p>1 1. 復元測量</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 亡失した点・故障点を復元する方法</p> <p>① 公的な成果(座標値)を有する境界点については、その成果に基づいて設置するものとし、作業規程第605条・第606条で定める方式に従って、関係者に位置を明示し、立会・確認のうえ、作業規程第607条で定める方式により設置すること。</p> <p>② (省略)</p> <p>(3) 一時撤去後に復元する方法</p> <p>① (省略)</p> <p>② 上記で定める方式以外に、作業規程第607条で定める方式を応用した引照復元測量により設置することができる。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(4) (5) (省略)</p> <p>1 2. (省略)</p> <p>1 3. 用地境界杭設置</p> <p>(1) ~ (12) (省略)</p> <p>(13) 埋設作業中の写真は、設計数量の30%以上について撮影・提出するものとし、埋設完了後の写真は全数撮影すること。</p> <p>(14) ~ (17) (省略)</p> <p>(18) 民有地境界標の設置(仕様書図-19)</p> <p>① ② (省略)</p> <p>(19) (省略)</p> <p>1 4. (省略)</p> <p>1 5. 境界点間測量(用地幅杭点間測量)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 境界点間測量は、境界測量、仮杭の設置、境界杭等の設置時に行い、「精度管理表」(様式40)、「精度管理図(検測図)」を作成し担当職員へ提出すること。 ただし、一連の作業で境界標を埋設する場合は、精度管理表ならびに管理図の作成について、担当職員との協議により、境界標設置後の結果についてのみ作成することができる。</p> <p>(3) 境界点間測量における較差の許容範囲は、作業規程第609条に定める次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1516 1650 2386 1871"> <thead> <tr> <th>距離区分</th> <th>20m未満</th> <th>20m以上</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平地</td> <td>10 mm</td> <td>S/2,000</td> <td rowspan="2">S : 点間距離の計算値</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>20 mm</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分	20m未満	20m以上	適用	平地	10 mm	S/2,000	S : 点間距離の計算値	山地	20 mm	S/1,000	<p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(条数変更)</p>
距離区分	20m未満	20m以上	適用																					
平地	10 mm	S/2,000	S : 点間距離の計算値																					
山地	20 mm	S/1,000																						
距離区分	20m未満	20m以上	適用																					
平地	10 mm	S/2,000	S : 点間距離の計算値																					
山地	20 mm	S/1,000																						

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

<p>(新) 令和7年3月版</p>	<p>(旧) 令和6年3月版</p>	<p>備考</p>
<p>(4) 現状の道路敷地(道路区域)などの市有地と民有地との境界および分筆予定線の周辺に工作物等が存在することが判明した場合は、位置及び形状等を調査し、状況写真を添付のうえ担当職員に報告する。</p> <p>16. (省略)</p> <p>17. 境界精査図(境界調査図)の作成</p> <p>(1) 本市が委託する測量のうち、用地に関する「調査」を目的とする業務については、境界調査図を作成する。「確定」を目的とする業務については、境界精査図を作成するものとする。ファイル形式はSXF(p21)とする。</p> <p>(2)(3) (省略)</p> <p>18. 用地実測図等の作成</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 用地実測図(求積図・敷地図)の作成</p> <p>① 用地実測図は、作業規程 第689条・第690条に定める項目に加えて、設計図書、及び担当職員の指示する情報について記入すること。</p> <p>②③ (省略)</p> <p>(3) 用地平面図の作成</p> <p>① 用地平面図は、前項の用地実測図をもとに、作業規程 第691条・第692条に定める項目に加えて、設計図書、及び担当職員の指示する情報について記入すること。</p> <p>②～⑤ (省略)</p>	<p>(4) 現状の道路敷地(道路区域)などの市有地と民有地との境界および分筆予定線の周辺に工作物等が存在することが判明した場合は、位置及び形状等を調査し、状況写真を添付のうえ「<u>現況調査図</u>」(様式44)を作成するものとする。また、<u>現況調査図に記載する対象物の範囲は</u>、担当職員_____の指示によるものとする。</p> <p>16. (省略)</p> <p>17. 境界精査図_____の作成</p> <p>(1) 本市が委託する測量のうち、用地に関する「調査」_____及び「<u>確定</u>」を目的とする業務については、境界精査図を作成するものとし、____ファイル形式はSXF(p21)とする。</p> <p>(2)(3) (省略)</p> <p>18. 用地実測図等の作成</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 用地実測図(求積図・敷地図)の作成</p> <p>① 用地実測図は、作業規程 第612条・第613条に定める項目に加えて、設計図書、及び担当職員の指示する情報について記入すること。</p> <p>②③ (省略)</p> <p>(3) 用地平面図の作成</p> <p>① 用地平面図は、前項の用地実測図をもとに、作業規程 第614条・第615条に定める項目に加えて、設計図書、及び担当職員の指示する情報について記入すること。</p> <p>②～⑤ (省略)</p>	<p>(文言変更)</p> <p>(項目名変更) (文言変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p>
<p>第IX章 成果物の編集</p> <p>IX-1 成果物の種類</p> <p>1～7. (省略)</p> <hr/> <p>IX-2 成果物の様式(形式)</p> <p>1. 測量成果物は、作業規程及び仕様書並びに作業要領の定めに従って、次のとおり整理・作成するものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は、担当職員と協議のうえ作成すること。</p> <p>また、基準点測量及び用地測量の成果の一部については、本市の「測量情報データベース・システム」(以下「データベース」という。)へ登録する必要があることから、作業要領 IX-7 測量情報データベース電子納品に関する事項 及び 作業要領 IX 成果の編集 表-3・4 に基づいて整理・分類し、資料コード等の情報を付加することとする。</p>	<p>第IX章 成果物の編集</p> <p>IX-1 成果物の種類</p> <p>1～7. (省略)</p> <p><u>8. 確認(承諾)書類を撮影したマイクロフィルム。</u></p> <p>IX-2 成果物の様式(形式)</p> <p>1. 測量成果物は、作業規程及び仕様書並びに作業要領の定めに従って、次のとおり整理・作成するものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は、担当職員と協議のうえ作成すること。</p> <p>また、基準点測量及び用地測量の成果の一部については、本市の「測量情報データベース・システム」(以下「データベース」という。)へ登録する必要があることから、作業要領 IX-7 測量情報データベース電子納品に関する事項 及び 作業要領 IX 成果の編集 表-3・4 に基づいて整理・分類し、資料コード等の情報を付加することとする。</p>	<p>(文言削除)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考
<p>(1) (省略)</p> <hr/> <p>(2) 各種図面類の様式は、作業要領 IX-4 成果物(図面) データファイルの作成 及び各図の標準レイアウトを参照して作成すること。</p> <p>2 ~ 5. (省略)</p> <p>IX-3 成果物(書類) データファイルの作成</p> <p>1 ~ 5. (省略)</p> <p>6. 河川測量</p> <p>(1) 河川測量の成果は、作業規程 第665条・第666条に定める成果について作成すること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>7. 用地測量</p> <p>(1) 用地測量の成果は、作業規程 第694条・第695条、及び 作業要領第VIII章応用測量(用地測量)の規定に従って作成すること。</p> <p>(2) ~ (9) (省略)</p> <p>(10) 登記資料等の作成</p> <p>① ~ ② (省略)</p> <p>③ 登記資料は以下の通りに取りまとめて___ファイルに綴ること。</p> <p>ア① (省略)</p> <p>IX-4 成果物(図面) データファイルの作成</p> <p>1 ~ 4. (省略)</p> <p>5. 共通事項</p> <p>(1) 本市の業務で作成する各種図面は、国土交通省が定めるCAD製図基準及びCAD製図基準に関する運用ガイドライン、並びに作業規程 第689条~第692条に従って作成し、仕様書及び作業要領で定める情報について記載するものである。また、編集原図の作成方法については、作業規程 第698条~第700条、及び 付録7公共測量標準図式を準用するものとし、地図情報について適切に取舍選択、総合描示、又は転位を施すこと。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>(7) 作業規程 第690条第2項1で定める基準点には、札幌市公共基準点及び街区基準点類を含むものとし、図中に描画すること。</p> <p>(8) ~ (15) (省略)</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 境界確認一覧表、及び確認(承諾)書類等、承諾の可否に関する書類については、電子化は行わないため、マイクロフィルムに撮影して納品すること。</p> <p>(3) 各種図面類の様式は、作業要領 IX-4 成果物(図面) データファイルの作成 及び各図の標準レイアウトを参照して作成すること。</p> <p>2 ~ 5. (省略)</p> <p>IX-3 成果物(書類) データファイルの作成</p> <p>1 ~ 5. (省略)</p> <p>6. 河川測量</p> <p>(1) 河川測量の成果は、作業規程 第589条に定める成果について作成すること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>7. 用地測量</p> <p>(1) 用地測量の成果は、作業規程 第617条・第618条、及び 作業要領第VIII章応用測量(用地測量)の規定に従って作成すること。</p> <p>(2) ~ (9) (省略)</p> <p>(10) 登記資料等の作成</p> <p>① ② (省略)</p> <p>③ 登記資料は以下の通りに取りまとめてA3ファイルに綴ること。</p> <p>ア① (省略)</p> <p>IX-4 成果物(図面) データファイルの作成</p> <p>1 ~ 4. (省略)</p> <p>5. 共通事項</p> <p>(1) 本市の業務で作成する各種図面は、国土交通省が定めるCAD製図基準及びCAD製図基準に関する運用ガイドライン、並びに作業規程 第612条~第615条に従って作成し、仕様書及び作業要領で定める情報について記載するものである。また、編集原図の作成方法については、作業規程 第462条~第464条、及び 付録7公共測量標準図式を準用するものとし、地図情報について適切に取舍選択、総合描示、又は転位を施すこと。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>(7) 作業規程 第613条第2項1で定める基準点には、札幌市公共基準点及び街区基準点類を含むものとし、図中に描画すること。</p> <p>(8) ~ (15) (省略)</p>	<p>(文言削除) (番号変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p>

公共測量標準図式
地図情報レベル 5000 以下の地図等の調整について基準を定め、規格の統一を図ることを目的とし

公共測量標準図式
地図情報レベル 5000 以下の地図等の調整について基準を定め、規格の統一を図ることを目的とし

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考
<p>6. 用地実測図 (図-5 参照)</p> <p>(1) 用地実測図は、作業規程 第689条~第690条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(2)用地実測図(求積図・敷地図)の作成に従って作成するものとする。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>7. 用地平面図 (図-6 参照)</p> <p>(1) 用地平面図は、作業規程 第691条~第692条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(3)用地平面図の作成に従って作成するものとする。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>8. 道路台帳図 (図-7 参照)</p> <p>(1) 道路台帳図は、作業規程 第691条~第692条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(2)用地実測図等の作成に従って作成した平面図・求積図をもとに、道路台帳作成要綱に定められた様式で作成するものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. その他の管理図</p> <p>各種管理図は、作業規程 第691条~第692条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(2)用地実測図(求積図・敷地図)の作成、並びに作業要領Ⅷ-2-18(3)用地平面図の作成に従って作成した図面をもとに、各管理者が定める様式で作成するものとする。また、各種管理図のサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。</p> <p>11. 境界精査図 (図-20 参照)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 境界精査図の編集</p> <p>① ~ ⑦ (省略)</p> <p>⑧ 用地測量における確定測量で判明した問題点、<u> </u>処理方針、具体的な処理方法、解決に至った経過等について、それぞれ担当職員と協議のうえ、「問題点処理一覧表」に記入すること。</p> <p>12. 境界調査図</p> <p>境界調査図の編集は、境界精査図に準ずる。ただし、決定条件、決定方法、問題点処理一覧表、計算(調整値(緑))は後続業務で決定するため、記入しないこととし、詳細は担当職員と協議すること。</p>	<p>6. 用地実測図 (図-5 参照)</p> <p>(1) 用地実測図は、作業規程 第612条~第613条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(2)用地実測図(求積図・敷地図)の作成に従って作成するものとする。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>7. 用地平面図 (図-6 参照)</p> <p>(1) 用地平面図は、作業規程 第614条~第615条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(3)用地平面図の作成に従って作成するものとする。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>8. 道路台帳図 (図-7 参照)</p> <p>(1) 道路台帳図は、作業規程 第614条~第615条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(2)用地実測図等の作成に従って作成した平面図・求積図をもとに、道路台帳作成要綱に定められた様式で作成するものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. その他の管理図</p> <p>各種管理図は、作業規程 第612条~第615条、及び作業要領第Ⅷ章応用測量(用地測量)Ⅷ-2-18(2)用地実測図(求積図・敷地図)の作成、並びに作業要領Ⅷ-2-18(3)用地平面図の作成に従って作成した図面をもとに、各管理者が定める様式で作成するものとする。また、各種管理図のサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。</p> <p>11. 境界精査図 (図-20 参照)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 境界精査図の編集</p> <p>① ~ ⑦ (省略)</p> <p>⑧ 用地測量における調査測量で判明した問題点、及び後続業務に備えた処理方針等について、また、確定測量においては具体的な処理方法、及び解決に至った経過等について、それぞれ担当職員と協議のうえ、「問題点処理一覧表」に記入すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(条数変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(項目追加)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版							(旧) 令和6年3月版							備考
Ⅸ-6 電子納品ファイルの編集 1. (省略) 2. 電子納品ファイルの形式及び格納場所は、次表(1)から(6)のとおりとする。 (1)～(5) (省略) (6) 境界精査図の編集							Ⅸ-6 電子納品ファイルの編集 1. (省略) 2. 電子納品ファイルの形式及び格納場所は、次表(1)から(6)のとおりとする。 (1)～(5) (省略) (6) 境界精査図の編集							(網掛変更) (文言変更)
測量細分類及び 成果等の名称	電子納品				備考	測量細分類及び 成果等の名称	電子納品				備考			
	ファイル形式	格納フォルダ名	ファイル 命名規則	測量DB項目 (数字は資料コード)			ファイル形式	格納フォルダ名	ファイル 命名規則	測量DB項目 (数字は資料コード)				
資料調査	公図等転写図	—	—	—	—	公図等転写図	—	—	—	—	電子納品対象外			
	公図等転写連続図	PDF 又は SXF (p21)	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F1nnn. XXX	—	公図等転写連続図	PDF 又は SXF (p21)	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F1nnn. XXX	—				
	土地登記事項要約書	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H1nnn. PDF	—	土地登記事項要約書	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H1nnn. PDF	—				
	土地所有者名簿	PD F	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H3nnn. PDF	—	土地所有者名簿	PD F	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H3nnn. PDF	—				
	土地所有者色分図	—	—	—	—	土地所有者色分図	—	—	—	—	電子納品対象外			
	地積測量図転写図	PD F	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F2nnn. PDF	—	地積測量図転写図	PD F	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F2nnn. PDF	—				
	過年度成果一覧図	PD F	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F3nnn. PDF	14:調査測量 15:確定測量	作業要領 様式19	過年度成果一覧図	PD F	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F3nnn. PDF	14:調査測量 15:確定測量	作業要領 様式19		
(省略)							(省略)							

(新) 令和7年3月版

(旧) 令和6年3月版

備考

札幌市公共測量作業要領 第IX章 成果物の編集

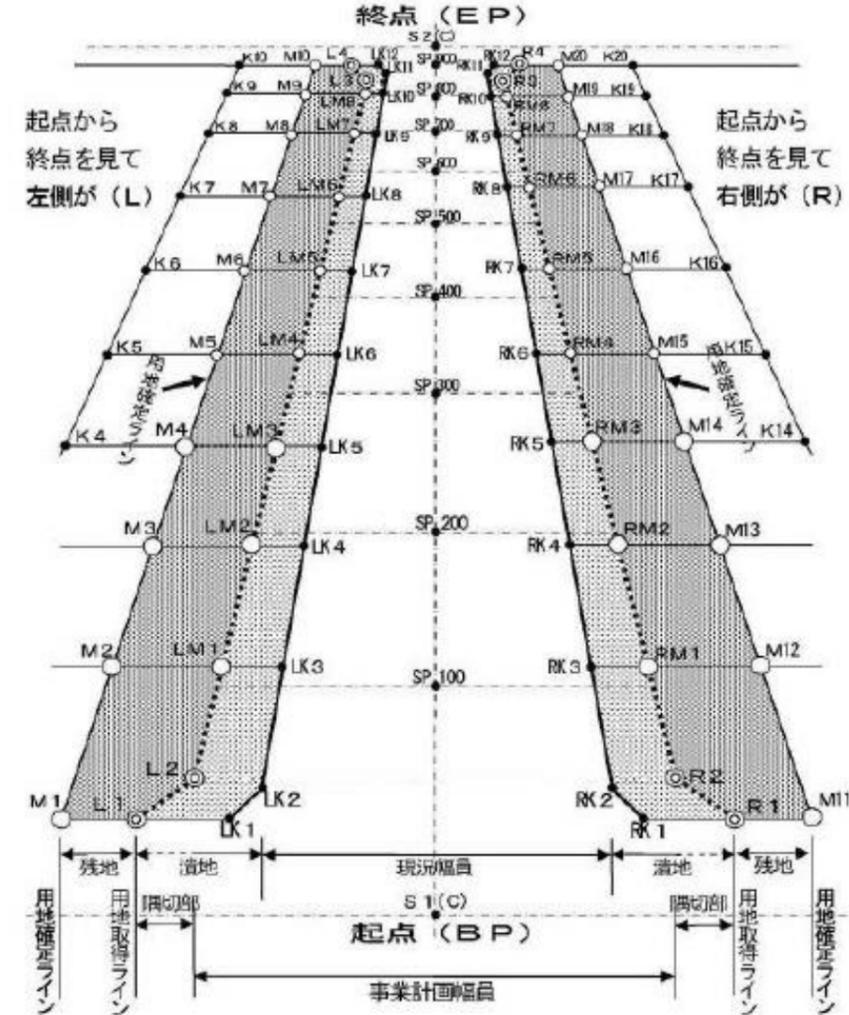
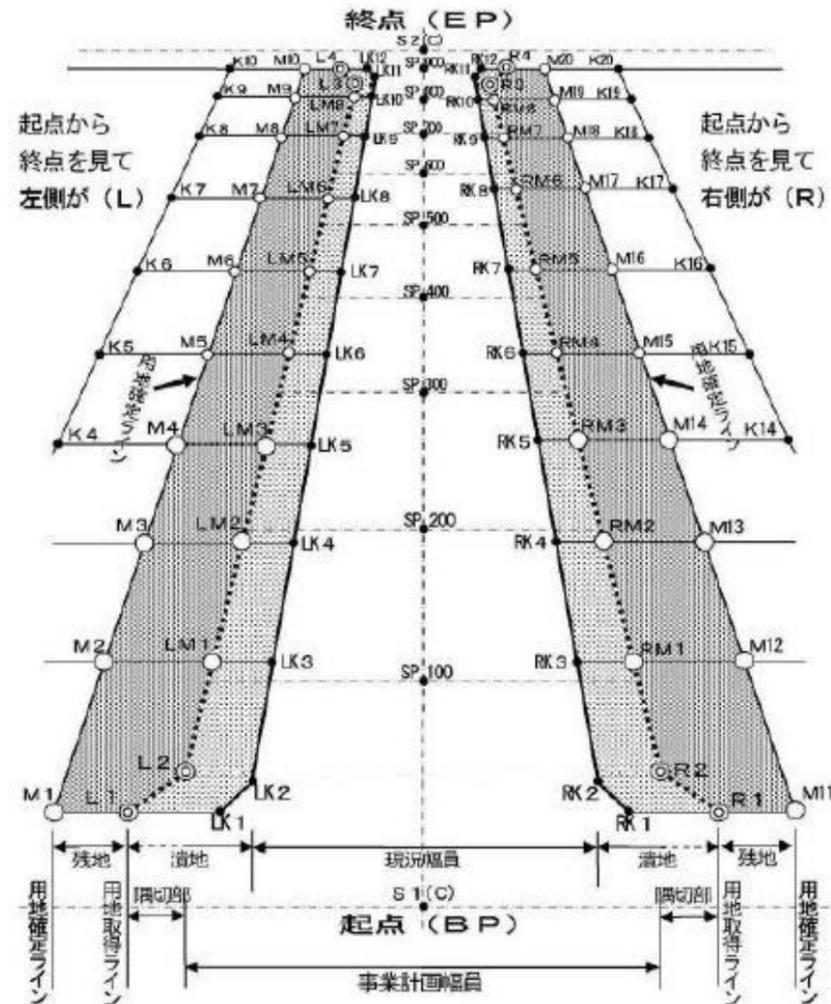
札幌市公共測量作業要領 第IX章 成果物の編集

図-1 街路・道路事業における境界点記号の配点例

図-1 街路・道路事業における境界点記号の配点例

記号(確定点): L・R・LM・RM・LK・RK・M・S・SP
 (計算点): K・KS・(SP)
 (既設点): E・DE・C

記号(確定点): L・R・LM・RM・LK・RK・M・S・SP
 (計算点): K・KS・(SP)
 (既設点): E・DE・C



1. 関係権利者の確認(承諾)が得られなかった点について、頭にKを付け加えること。
2. 用地確定ラインの境界点(M)について、過年度にK点が付されている場合は、頭にMの記号を加えて、MKとすることができる。
3. 用地幅杭が必要な場合は、**作業規程第642条**に従って、中心点等から中心線に直交する方向の用地幅杭点に設置するものとする。
4. 中心点(SP)は、設計図書及び担当職員の指示により設置するものとする。

1. 関係権利者の確認(承諾)が得られなかった点について、頭にKを付け加えること。
2. 用地確定ラインの境界点(M)について、過年度にK点が付されている場合は、頭にMの記号を加えて、MKとすることができる。
3. 用地幅杭が必要な場合は、**作業規程第564条**に従って、中心点等から中心線に直交する方向の用地幅杭点に設置するものとする。
4. 中心点(SP)は、設計図書及び担当職員の指示により設置するものとする。

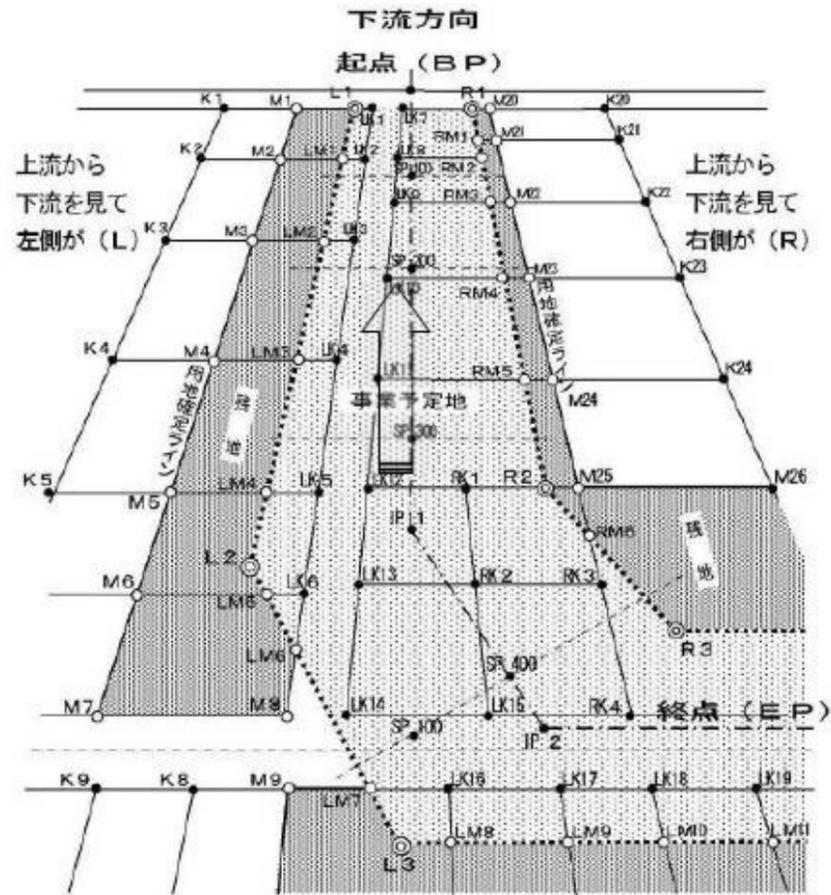
(条数変更)

(新) 令和7年3月版

札幌市公共測量作業要領 第IX章 成果物の編集

図-2 河川事業における境界点記号の配点例

記号(確定点): L・R・LM・RM・LK・RK・M・S・SP・IP
 (計算点): K・KS・(SP)
 (既設点): E・DE・C



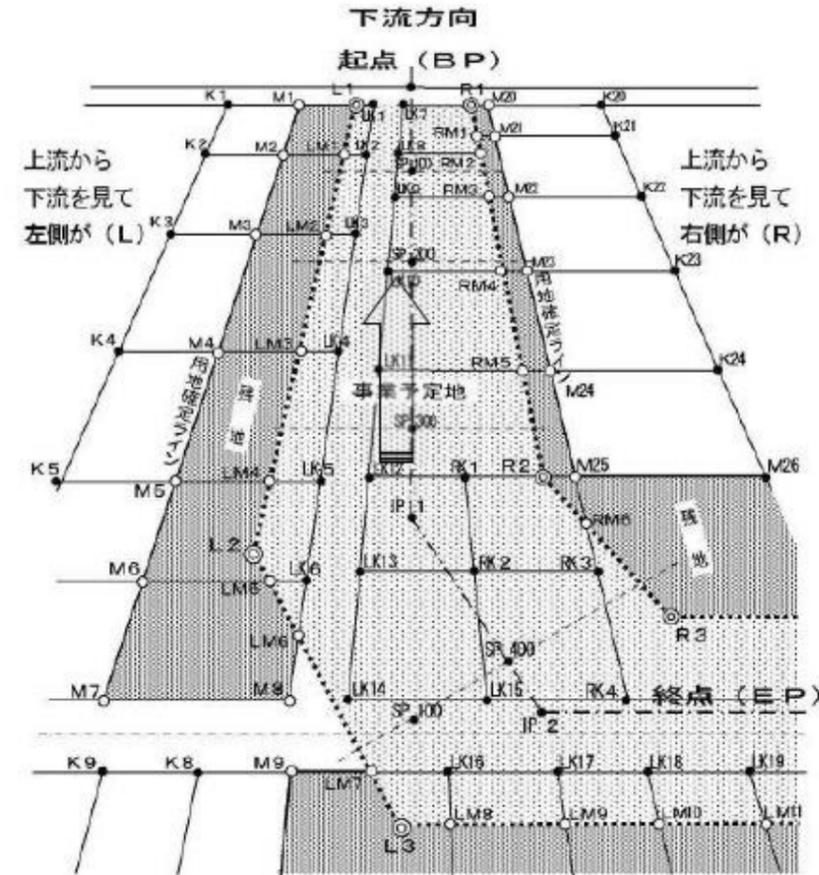
1. 関係権利者の確認(承諾)が得られなかった点について、頭にKを付け加えること。
2. 用地確定ラインの境界点(M)について、過年度にK点が付されている場合は、頭にMの記号を加えて、MKとすることができる。
3. 中心点(SP)及び交点(IP)は、設計図書及び担当職員の指示により設置するものとする。
4. 用地幅杭が必要な場合は、**作業規程第642条**に従って、中心点等から中心線に直交する方向の用地幅杭点に設置するものとする。

(旧) 令和6年3月版

札幌市公共測量作業要領 第IX章 成果物の編集

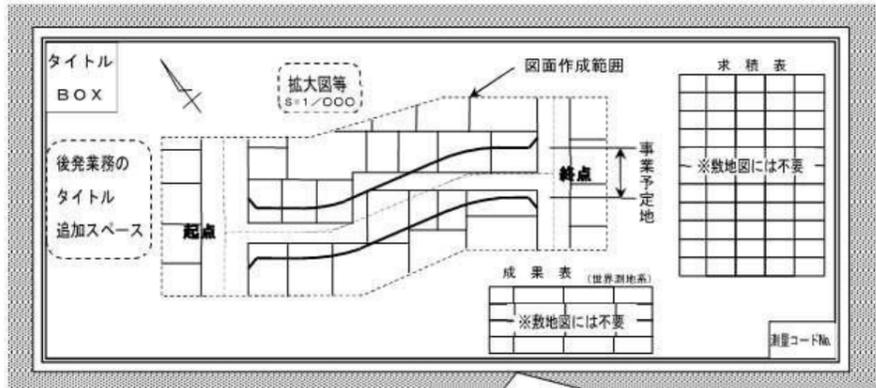
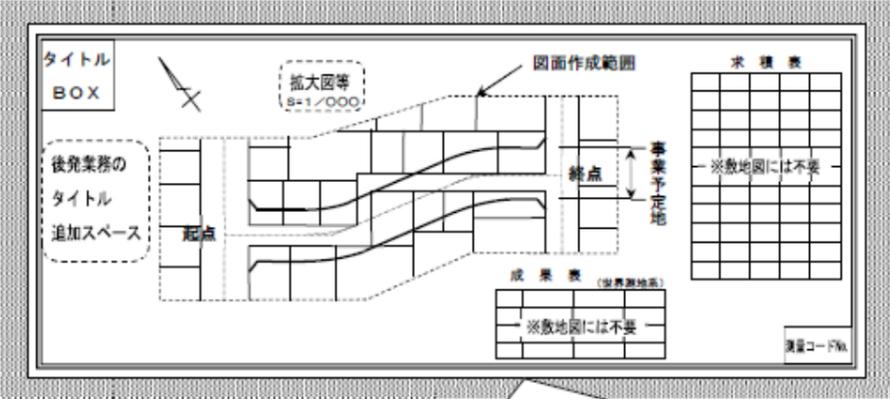
図-2 河川事業における境界点記号の配点例

記号(確定点): L・R・LM・RM・LK・RK・M・S・SP・IP
 (計算点): K・KS・(SP)
 (既設点): E・DE・C



1. 関係権利者の確認(承諾)が得られなかった点について、頭にKを付け加えること。
2. 用地確定ラインの境界点(M)について、過年度にK点が付されている場合は、頭にMの記号を加えて、MKとすることができる。
3. 中心点(SP)及び交点(IP)は、設計図書及び担当職員の指示により設置するものとする。
4. 用地幅杭が必要な場合は、**作業規程第564条**に従って、中心点等から中心線に直交する方向の用地幅杭点に設置するものとする。

(条数変更)

<p>(新) 令和7年3月版</p>	<p>(旧) 令和6年3月版</p>	<p>備考</p>
<p style="text-align: center;">札幌市公共測量作業要領 第IX章 成果物の編集</p> <p>図-5 敷地図・求積図 標準レイアウト</p>  <p>CADでの領域設定は、図面の用紙サイズで。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本市の業務で作成する敷地図及び求積図に、下記事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> 調査測量（敷地図）の場合 <ol style="list-style-type: none"> 既認定道路の区域内に路線名・路線番号・幅員。 境界線に記入する辺長は、公図辺長とする。 区界・町界線、及び区名・町名・条・丁目・地番等の情報。 既設境界標（所定の記号で表現すること。） 確定測量（求積図）の場合は、さらに次の事項について描き加えること。 <ol style="list-style-type: none"> 事業計画に基づく中心線・用地幅杭線・事業区域界・幅員等。 事業計画に基づいて確定された境界点。（所定の記号で表現すること。） 事業計画に基づく潰地の辺長、及び親地番。 確定成果に基づく辺長。 設置する境界標の種類を示す記号。 確定成果に基づく求積表。 求積表は、所在・地番・地目・地積・潰地積・残地積等について、町名・条・丁目・地番の若い方から記入すること。 なお、所有者の記入については、担当職員の確認を得ること。 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">事業・管理・一般</p>	<p style="text-align: center;">札幌市公共測量作業要領 第IX章 成果物の編集</p> <p>図-5 敷地図・求積図 標準レイアウト</p>  <p>CADでの領域設定は、図面の用紙サイズで。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本市の業務で作成する敷地図及び求積図に、下記事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> 調査測量（敷地図）の場合 <ol style="list-style-type: none"> 既認定道路の区域内に路線名・路線番号・幅員。 境界線に記入する辺長は、公図辺長とする。 区界・町界線、及び区名・町名・条・丁目・地番等の情報。 既設境界標（所定の記号で表現すること。） 確定測量（求積図）の場合は、さらに次の事項について描き加えること。 <ol style="list-style-type: none"> 事業計画に基づく中心線・用地幅杭線・事業区域界・幅員等。 事業計画に基づいて確定された境界点。（所定の記号で表現すること。） 事業計画に基づく潰地の辺長、及び親地番。 確定成果に基づく辺長。 設置する境界標の種類を示す記号。 確定成果に基づく求積表。 求積表は、所在・地番・地目・地積・潰地積・残地積等について、町名・条・丁目・地番の若い方から記入すること。 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">事業・管理・一般</p>	<p>(文言追加)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

<p>(新) 令和7年3月版</p>	<p>(旧) 令和6年3月版</p>	<p>備考</p>
<p>様式 31 道路区域確認のお願い</p> <p style="text-align: right;">札幌市 令和 年(西暦) 月 日</p> <p>(土地所有者の氏名又は名称) 様</p> <p style="text-align: right;">札幌市長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">道路区域確認のお願い</p> <p>日頃より、本市のまちづくりにご理解とご協力を頂き、有難うございます。 さて、このたび(業務名記入)測量の結果、(路線名記入)の道路区域をご確認いただくため、別紙「道路区域確認書」をお送りさせていただきました。内容についてご確認いただきましたら、ご署名・ご捺印のうえご提出くださいますようお願いいたします。 なお、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 受託者 会社名 担当者 電話</p> <p>2. 札幌市担当者 所属 担当者 電話</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>図中に、確定線に対する既設境界線の誤差量を記入する場合は、事前に担当職員と協議すること。</p> </div> <p>注1 「道路区域確認書」と図面が別紙の場合には、確認者の書き判又は割印を行って下さい。 注2 境界確認後、「道路区域確認書」添付図面の㊟印の位置については、札幌市規格の境界杭を埋設しますのでご了承下さい。</p> <p>※1 A4版(縦長)とする。 ※2 道路区域内の土地が使用承諾済、未処理用地の場合、確認が必要な隣接地に使用する。</p>	<p>様式 31 道路区域確認のお願い</p> <p style="text-align: right;">札幌市 令和 年(西暦) 月 日</p> <p>(土地所有者の氏名又は名称) 様</p> <p style="text-align: right;">札幌市長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">道路区域確認のお願い</p> <p>日頃より、本市のまちづくりにご理解とご協力を頂き、有難うございます。 さて、このたび(業務名記入)測量の結果、(路線名記入)の道路区域をご確認いただくため、別紙「道路区域確認書」をお送りさせていただきました。内容についてご確認いただきましたら、ご署名・ご捺印のうえご提出くださいますようお願いいたします。 なお、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 受託者 会社名 担当者 電話</p> <p>2. 札幌市担当者 所属 担当者 電話</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>図中に、確定線に対する既設境界線の誤差量を記入する場合は、事前に担当職員と協議すること。</p> </div> <p>注1 「道路区域確認書」と図面が別紙の場合には、割印を行って下さい。 注2 境界確認後、「道路区域確認書」添付図面の㊟印の位置については、札幌市規格の境界杭を埋設しますのでご了承下さい。</p> <p>※1 A4版(縦長)とする。 ※2 道路区域内の土地が使用承諾済、未処理用地の場合、確認が必要な隣接地に使用する。</p>	<p>(文言変更)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考								
<p>様式 36 境界杭確認書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市長</p> <p><確認者> 住 所 氏 名 土地所有者から見た関係 ()</p> <p>境 界 杭 確 認 書</p> <p>令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました</p> <p>例 ① ~ ③</p> <p>例①境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。</p> <p>例②境界仮杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしましたので、隣接する土地所有者全員の境界杭確認終了後、別添図に表示された位置に境界杭を埋設することについて了承いたします。</p> <p>例③ その他 (担当職員と協議の上作成)</p> <p>~追記例~ このたび確認しました境界杭は、私と関連地権者の責任において管理いたします。 【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】</p> <p>市有地の直線上の切合い点に「民×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。</p> <p>記</p> <p>枠内を、あらかじめ記載しておくこと。</p> <table border="1" data-bbox="371 1522 1231 1690"> <tr> <td>土地の所在・地番</td> <td>札幌市 区</td> </tr> <tr> <td>土地所有者 (名義人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>注「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、確認者の書き判又は割印を行って下さい。 ※1 A4版(縦長)とする。 ※2 氏名には、本人の署名又は押印が必要。</p>	土地の所在・地番	札幌市 区	土地所有者 (名義人)		<p>様式 36 境界杭確認書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市長</p> <p><確認者> 住 所 氏 名 土地所有者から見た関係 ()</p> <p>境 界 杭 確 認 書</p> <p>令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました</p> <p>例 ① ~ ③</p> <p>例①境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。</p> <p>例②境界仮杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしましたので、隣接する土地所有者全員の境界杭確認終了後、別添図に表示された位置に境界杭を埋設することについて了承いたします。</p> <p>例③ その他 (担当職員と協議の上作成)</p> <p>~追記例~ このたび確認しました境界杭は、私と関連地権者の責任において管理いたします。 【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】</p> <p>市有地の直線上の切合い点に「民×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。</p> <p>記</p> <p>枠内を、あらかじめ記載しておくこと。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1501 2448 1680"> <tr> <td>土地の所在・地番</td> <td>札幌市 区</td> </tr> <tr> <td>土地所有者 (名義人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>注「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、_____割印を行って下さい。 ※1 A4版(縦長)とする。 ※2 氏名には、本人の署名又は押印が必要。</p>	土地の所在・地番	札幌市 区	土地所有者 (名義人)		<p>(文言変更)</p>
土地の所在・地番	札幌市 区									
土地所有者 (名義人)										
土地の所在・地番	札幌市 区									
土地所有者 (名義人)										

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

<p>(新) 令和7年3月版</p>	<p>(旧) 令和6年3月版</p>	<p>備考</p>
<p>様式 38 境界杭確認書 (市役所内部用)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 建設局長 ※2(道路管理者)</p> <p>局(区)長 ※2(〇〇管理者)</p> <p>境界杭確認書</p> <p>令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました</p> <p>例①～③</p> <p>例①境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。</p> <p>例②境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしましたので、隣接する土地所有者全員の境界杭確認終了後、別添図に表示された位置に境界杭を埋設することについて了承いたします。</p> <p>例③ その他(担当職員と協議の上作成)</p> <p>～追記例～ このたび確認しました境界杭は、当局と関連地権者の責任において管理いたします。 【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】</p> <p>当局(区)所管地の表示 札幌市 区 番</p> <p>隣接地 札幌市 区 番</p> <p>《担当課》 所属 担当者 電話</p> <p>注「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、確認者の書き判又は割印を行って下さい。 ※1 A4版(縦長)とする。 ※2 他部署に対して境界確認する必要がある場合、区別できるようにすること。 (例:下水道管理者、河川管理者、道路管理者)</p>	<p>様式 38 境界杭確認書 (市役所内部用)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 建設局長 ※2(道路管理者)</p> <p>局(区)長 ※2(〇〇管理者)</p> <p>境界杭確認書</p> <p>令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました</p> <p>例①～③</p> <p>例①境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。</p> <p>例②境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしましたので、隣接する土地所有者全員の境界杭確認終了後、別添図に表示された位置に境界杭を埋設することについて了承いたします。</p> <p>例③ その他(担当職員と協議の上作成)</p> <p>～追記例～ このたび確認しました境界杭は、当局と関連地権者の責任において管理いたします。 【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】</p> <p>当局(区)所管地の表示 札幌市 区 番</p> <p>隣接地 札幌市 区 番</p> <p>《担当課》 所属 担当者 電話</p> <p>注「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、割印を行って下さい。 ※1 A4版(縦長)とする。 ※2 他部署に対して境界確認する必要がある場合、区別できるようにすること。 (例:下水道管理者、河川管理者、道路管理者)</p> <p>市有地の直線上の切合い点に「市×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。</p>	<p>(文言変更)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考
<p>様式 41 写真帳</p> <p>写真帳 (例) 一連番号</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>No. 1 一連番号</p> <p>材料等</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 2</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>掘削状況</p> <p>大きさ、深さ</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 3</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>基礎柵状況</p> <p>基礎砕石の厚さ</p> <p>締固め状況</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 4</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>埋設状況</p> <p>根かせブロック布設状況</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 5</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>完成状況</p> <p>背景を入れた仕上り状態</p> <hr/> <hr/> <hr/> </div> <p>※1 デジタル写真を編集し台紙に直接印刷しても可とする。ただし電子納品の場合は形式 (JPEG・PDF 等) について担当職員と協議すること。</p> <p>※2 ①保安対策及び交通安全対策 (工程毎)、②施工前 (仮杭・全点)、③一連の埋設状況写真 (各材料の代表箇所)、④完成写真 (全点)、⑤材料写真 (材料ごと)、の順に整理するものとする。</p> <p>※3 撮影に際しては、点No・日付・業務名等を明記した黒板等 (電子を含む) を立て撮影すること。ただし、埋設状況の撮影に際しては、実寸法を明記した掘削断面図を黒板等 (電子を含む) に追記し、ロッド・ピンボール・スチールテープ等で確認できるよう撮影すること。</p>	<p>様式 41 写真帳</p> <p>写真帳 (例) 一連番号</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>No. 1 一連番号</p> <p>材料等</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 2</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>掘削状況</p> <p>大きさ、深さ</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 3</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>基礎柵状況</p> <p>基礎砕石の厚さ</p> <p>締固め状況</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 4</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>埋設状況</p> <p>根かせブロック布設状況</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>No. 5</p> <p>新設境界点 N1</p> <p>完成状況</p> <p>背景を入れた仕上り状態</p> <hr/> <hr/> <hr/> </div> <p>※1 デジタル写真を編集し台紙に直接印刷しても可とする。ただし電子納品の場合は形式 (JPEG・PDF 等) について担当職員と協議すること。</p> <p>※2 ①保安対策及び交通安全対策 (工程毎)、②施工前 (仮杭・全点)、③一連の埋設状況写真 (_____)、④完成写真 (全点)、⑤材料写真 (材料ごと)、の順に整理するものとする。</p> <p>※3 撮影に際しては、点No・日付・業務名等を明記した黒板等 (_____) を立て撮影すること。ただし、埋設状況の撮影に際しては、実寸法を明記した掘削断面図を黒板等 (_____) に追記し、ロッド・ピンボール・スチールテープ等で確認できるよう撮影すること。</p>	<p>(文言変更)</p>

札幌市公共測量作業要領 新旧対照表

(新) 令和7年3月版	(旧) 令和6年3月版	備考
<p style="text-align: center;"><u>札幌市公共測量作業要領 改訂履歴</u></p> <p>平成 2 年 3 月 発 行 平成 3 年 3 月 第 1 回 改訂 平成 6 年 3 月 第 2 回 改訂 平成 8 年 3 月 第 3 回 改訂 平成 11 年 8 月 第 4 回 改訂 平成 17 年 4 月 第 5 回 改訂 平成 18 年 4 月 第 6 回 改訂 平成 20 年 4 月 第 7 回 改訂 平成 21 年 4 月 第 8 回 改訂 平成 22 年 4 月 第 9 回 改訂 平成 23 年 4 月 第 10 回 改訂 平成 26 年 5 月 第 11 回 改訂 平成 27 年 5 月 第 12 回 改訂 平成 28 年 4 月 第 13 回 改訂 平成 29 年 4 月 第 14 回 改訂 平成 30 年 4 月 第 15 回 改訂 令和 2 年 3 月 第 16 回 改訂 令和 2 年 10 月 第 17 回 改訂 令和 3 年 10 月 第 18 回 改訂 令和 4 年 3 月 第 19 回 改訂 令和 6 年 3 月 第 20 回 改訂 令和 7 年 3 月 第 21 回 改訂</p> <hr/>	<p style="text-align: center;"><u>札幌市公共測量作業要領 改訂履歴</u></p> <p>平成 2 年 3 月 発 行 平成 3 年 3 月 第 1 回 改訂 平成 6 年 3 月 第 2 回 改訂 平成 8 年 3 月 第 3 回 改訂 平成 11 年 8 月 第 4 回 改訂 平成 17 年 4 月 第 5 回 改訂 平成 18 年 4 月 第 6 回 改訂 平成 20 年 4 月 第 7 回 改訂 平成 21 年 4 月 第 8 回 改訂 平成 22 年 4 月 第 9 回 改訂 平成 23 年 4 月 第 10 回 改訂 平成 26 年 5 月 第 11 回 改訂 平成 27 年 5 月 第 12 回 改訂 平成 28 年 4 月 第 13 回 改訂 平成 29 年 4 月 第 14 回 改訂 平成 30 年 4 月 第 15 回 改訂 令和 2 年 3 月 第 16 回 改訂 令和 2 年 10 月 第 17 回 改訂 令和 3 年 10 月 第 18 回 改訂 令和 4 年 3 月 第 19 回 改訂 令和 6 年 3 月 第 20 回 改訂</p> <hr/>	<p>(改訂日追加)</p>